

欧州司法裁判所におけるパルミジャーノ・ レッジャーノ／パルメザン・チーズ に関する地理的表示紛争

茨城大学 人文学部 准教授 荒木 雅也

要 約

EUの地理的表示制度では、登録地理的表示に加えてその訳語も保護対象となるため、仮に「パルメザン」というチーズ名称が登録地理的表示である「パルミジャーノ・レッジャーノ」(PR)の訳語であるならば、パルメザンはPRと同様にEU全域における保護対象となる。欧州司法裁判所ではこれまで二度に渡りパルメザンがPRの訳語であるか否かが争われているが、この点についての判断は示されていない。その理由の一つは、同裁判所が、パルメザンという名称の使用はPRの「喚起」に該当すると判断することで、この問題についての回答を回避したことにある。なお喚起とは、「不当使用」及び「模倣」と並びEU地理的表示制度上の侵害行為の一つであり、混同惹起が無くとも買い手に保護対象商品のイメージを呼び起こす場合に成立すると考えられている。本稿では、こうした法解釈により、EUの地理的表示の保護範囲がかなり広いものとなっていることの問題点について一考する。

目次

1. はじめに
2. パルミジャーノ・レッジャーノとパルメザン
3. パルメザン第一事件
4. パルメザン第二事件
5. 同音異義名称
6. むすび

1. はじめに

「チーズの王様」として世界的に名高い「パルミジャーノ・レッジャーノ (Parmigiano Reggiano)」は⁽¹⁾、欧州連合 (以下、EU) の登録地理的表示である⁽²⁾。以下、本稿ではパルミジャーノ・レッジャーノをPRと言うことにする。

周知のように地理的表示制度とは、産地に起因する一定の特徴を有する農産物、食品等の商品に、その産地を示す名称を独占させることを趣旨とする知的財産権制度である。この制度の下では、地理的表示として登録された産地名その他の名称は、当該産地から産出された商品のためにのみ用い得ることとなり、産地外で産出された商品には使用を禁じられることになる (なお、登録された名称、すなわち登録地理的表示を使用できるのは出願人に限られるわけではなく、一定の生産基準を遵守する限り、産地内の全ての生産者が登録名称を使用できる)。

EUでは、①ワイン、②スピリッツ、③ワイン・スピリッツを除く広範な農産物及び食品、という三つの分野のそれぞれにつき地理的表示制度が設けられており、③の分野では1992年に欧州理事会規則2081/92号 (以下、92年規則) が制定された。92年規則は制定後数度の小幅な改正を経て2006年に廃止され、同時に欧州理事会規則510/2006号 (以下、06年規則) が新たに制定され現在に至っている。06年規則は実質的には92年規則の改正法令であり、その骨子につき92年規則をほぼ踏襲するものであって、92年規則と同一の規定を多数含んでいる。また、92年規則の下で登録された地理的表示は06年規則の下でも引き続き保護対象となっており、両規則に基づき登録された地理的表示はEU全域において保護対象となる⁽³⁾。

さて、PRという名称はEU登録地理的表示であるため、EU域内では、パルマ県等から産出されるチーズについてのみPRという名称を使用できることになるが (産地内の生産者であれば、後述の【本稿2.1】明細書所定の生産基準を遵守する限り誰でも使用できる)⁽⁴⁾、著名なチーズ名称であるだけに紛争が絶えない。これまでに欧州司法裁判所は、PRを巡る法的諸問題につきパルメザン第一事件 (C-66/00) とパルメザン第二事件 (C-132/05) と称される二つの紛争において司法判断を下しているところ、両事件では、「パル

メザン (Parmesan)」という名称と PR という名称との関係の如何が論点の一つとなっている。すなわち、パルメザンという名称は PR の訳語であるか、それとも粉チーズ一般を示す単なる普通名称に過ぎないのか、といった問題が論点となっているが⁽⁵⁾、パルメザンというチーズの名称は我が国においてもごくありふれたものとして用いられているだけに、この名称が EU においていかなる法的地位にあるかを確認しておくことには一定の意味があると考えられる。周知のように EU は地理的表示の世界的な保護強化と、全世界における欧州の地理的表示の独占 (EU 域外における使用の禁止) を企図しているからである⁽⁶⁾。

加えて、欧州司法裁判所は両事件において、二つの名称の関係について検討している他、地理的表示の侵害の有無、同音異義名称、地理的表示と公正競争保護との関わりといった重要な論点についても検討を加えており、それ故に両事件の論理を分析することは、地理的表示の保護範囲という地理的表示制度における極めて本質的な問題について考える手がかりともなると思われる。

そこで本稿では、パルメザン第一事件と第二事件における PR とパルメザンという二つの名称の関係や、その他の重要な論点に関する欧州司法裁判所の判断を概観しつつ、地理的表示の保護範囲という問題について考えてみたい。以下では、ひとまずは PR とパルメザンという名称の意義について簡潔に確認した上で【本稿 2】、両事件の事実関係と欧州司法裁判所の判断を概観することにする【本稿 3-4】。

2. パルミジャーノ・レッジャーノとパルメザン

2. 1. パルミジャーノ・レッジャーノ

PR は、1996 年に 92 年規則の 17 条が定める簡易手続に基づき⁽⁷⁾、保護原産地呼称【本稿注 3】として正式に地理的表示登録されている。すなわち、92 年規則の下での登録手続には、①通常手続と、②簡易手続 (同規則施行後半年間のみ利用することができる時限的な手続) の二種類があるところ、①では、生産者団体又は一定の要件を充たす自然人若しくは法人が EU 加盟国当局に対し登録出願を行う (加盟国が登録要件を充たすと判断する場合、加盟国は申請書類を欧州委員会に送付する) のに対して、②では産地が位置する EU 加盟国が欧州委員会に対して登録を希望する名称を通知する (①②のいずれによるかにより、登録された場

合の効力に相違は無い)。そして、②の対象となるのは、加盟国の国内法において従来から「法的に保護されている名称」か、国内法上の名称保護制度が無い加盟国にあっては「使用によって確立している名称」に限られる。②の手続の下で出願された名称は計約千四百に及び、欧州委員会はこれらの出願を審査し、1996 年 6 月に PR を含む約三百の名称を一括して地理的表示登録した。そして、その際の登録は欧州委員会規則の制定という形で為された (欧州委員会規則 1107/96 号)。

なお、EU の地理的表示制度では出願に際して、地理的表示登録を受ける商品について出願人が当局に明細書を提出しその審査を受けることを要し、且つ、登録名称を使用する者は明細書に記載される各種の生産基準 (産地を含む) を遵守することが求められるところ、PR の明細書では、産地 (生産区域) につき「レーノ川より西のボローニャ県、ポー川より東のマントヴァ県、モーデナ県、パルマ県、レッジョ県」と指定されている⁽⁸⁾。

ところで、パルメザン第一事件における法務官意見では⁽⁹⁾、専門家の見解を交えつつ、「パルミジャーノ」及び「レッジャーノ」それぞれの原義が概ね次のように紹介されている (51-52 段)。

まず、パルミジャーノという単語は元来はパルマに関するイタリア語の形容詞であり、パルマ地方の住民や産物一般を示すものでもあったという。しかし、16 世紀以降はパルマ地方産のチーズが名声を博すにつれ、パルミジャーノという単語は当該チーズの産地をも含意するものとなっていった。そして、今や、パルミジャーノという単語は、欧州の消費者にイタリアの一定地域の住民というよりもむしろチーズを想起させ、イタリアの特定地域産チーズと切り離せないものとなっている。次に、レッジャーノという単語は産物一般がレッジョ・エミリア産であることを意味し、特定の農産物や食品を想起させるものではない。レッジャーノという名称を使用したとしても、それ自体では PR との混同を惹起するものではないし、PR が博している社会的評価を不当利用することにもならない。よって、PR という名称の本質的な要素はパルミジャーノである、と。

にもかかわらず、イタリアが、パルミジャーノではなく敢えて PR という名称を登録出願した主な理由は、イタリア政府 (及び PR の生産者団体) の説明に

よれば、問題のチーズはパルマとその周辺においてのみ生産されているわけではなく、レッジョ・エミリアを含むより広い地域において生産されているため、かかる広い地域の生産者がその権利を等しく保護されるようにイタリア政府がPRという名称を登録名称として選択したことにある（第一事件法務官意見 53 段）⁽¹⁰⁾。

2. 2. パルメザン

次に、パルメザンという名称の法的地位は、登録名称であるPRとは対照的に必ずしも明らかではない。地理的表示制度の見地から重要な意味を持つ論点は、①パルメザンは、PRの訳語であるか否か、②パルメザンは普通名称であるか否か、である⁽¹¹⁾。

仮に、①の問いが肯定されるならば、パルメザンはPRという名称と同様にEU地理的表示制度上の保護対象となる。というのは、EUの登録地理的表示はその訳語も含めて保護対象となるため、明細書を遵守していない商品につき、PR及びその訳語としてのパルメザンという名称を使用することは禁じられることになるからである（92年規則/06年規則13条1項b号）。同13条1項の規定は次の通りである⁽¹²⁾。

登録名称は、以下の行為から保護されるものとする。

- a 登録の対象外の商品への、登録名称の直接または間接の一切の業としての使用。但し、それらの商品が登録名称の下で登録されている商品と比較可能であること、又はその名称の使用が保護名称が有する社会的評価を不当に利用するものであることを条件とする。
- b 一切の不当使用、模倣又は喚起。商品の真の原産地が表示されている場合、又は保護名称が翻訳され、若しくは、「様式」、「型」、「方法」、「産」、「模造品」その他類似の表現が添えられている場合であっても同様とする。
- c その商品の内側又は外側の包装、広告用の資料又は書類に、商品の出所、原産地、特質又は基本的品質に関するその他一切の虚偽の又は誤認を惹起する表示を行うこと、及びその商品を原産地に関して誤った印象を与えるおそれのある容器に詰めること。
- d 商品の真の原産地について公衆を誤認させるおそれのあるその他一切の行為。

次に、②の問いが肯定されるならば、92年規則/06年規則3条1項前段（「すでに一般名称化している名

称は、登録を受けることができない」）に基づき⁽¹³⁾、パルメザンはそもそも登録対象たり得ないのであるから、保護対象ともなり得ないという結論を引き出し得る（第一事件法務官意見33段）⁽¹⁴⁾。

ここでは①の問いに限って、検討しておく⁽¹⁵⁾。この問いについては、パルメザン第一事件において法務官が詳細な分析を行っている。法務官は、自身がパルメザンはPRの訳語でもあることを肯定する立場に立つことを明言しつつ（50段、55段）、以下のようにEU加盟国間の議論の状況を紹介している。すなわち、第一に、パルメザンが、イタリア語である「パルミジャーノ」の英語、フランス語、ドイツ語等の幾つかの言語における訳語であることには加盟国間において争いが無い、と結論する（49段）。第二に、パルメザンが「パルミジャーノ」のみならずPRの訳語でもあるかについては加盟国間で見解が分かれているところ、ドイツとオーストリアがこれを否定し⁽¹⁶⁾、イタリア、ギリシャ、フランス、ポルトガル、欧州委員会等がこれを肯定することを紹介している（47-49段）。

なお、パルメザン第二事件の法務官意見も、パルメザンがPRの訳語であるとの考えを示しているが（49段）、後述するように【本稿3.2, 4.2.2】、第一事件の欧州司法裁判所先決裁定（20段）⁽¹⁷⁾と第二事件の欧州司法裁判所判決（50段）は共にこの点について明言を避けている。

3. パルメザン第一事件

本件は、PRがEUにおいて地理的表示登録される以前から、イタリア国内においてその製造するチーズに関しパルメザンという名称を使用していた企業が、PRの地理的表示登録後もPRの明細書を遵守することなくパルメザンという名称を使用し続けたため、PRの権利者によってイタリア当局に告訴されたことに始まる。イタリア当局は、PRという登録地理的表示の効力がパルメザンという名称にも及ぶため、パルメザンという名称の使用は地理的表示の侵害に当たるという認識の下、当該企業の代表者をイタリア刑法違反として起訴したが、これに対し、当該代表者は92年規則に定められる先使用权者の保護規定を援用し自らの無罪を主張した。イタリア国内裁判所は本件の審理に際して、欧州司法裁判所に先決裁定【本稿注17】を求めた。以下、より詳細に事実関係を確認する。

3. 1. 事実の概要

チーズの製造販売を行うイタリア企業ヌオバ・カステッリ社 (Nuova Castelli SpA) は、複数産地の複数の種類のチーズを原料としてこれらを混合して、パウダー状のチーズをイタリア国内で生産し、このチーズにつき真の原産地 (すなわち、イタリア) を明瞭に表示しつつ、パルメザンというラベル表示を付して専らイタリア国外 (主に、フランス) で販売していた⁽¹⁸⁾。

ところで当該チーズにはパルメザンという名称が使用されているにも拘らず、原料として PR が全く用いられておらず、故に当然ながら PR の明細書を遵守するものではなかった。PR の生産者団体はこれをイタリア当局に告訴し、これを受けた当局は 1999 年に当該チーズ、一パルメザンというラベル表示が付されている一、をパルマ市内の輸出業者の敷地内にて差押さえた。加えて、ヌオバ・カステッリ社の代表者ダンテ・ビジ (Dante Bigi) 氏につき、一連の取引がイタリア刑法典 515 条 (商取引における詐欺) 及び 1954 年イタリア法【本稿注 10】に違反するという容疑で、パルマ地方裁判所にて刑事手続が開始された。刑法典 515 条は、商事活動を行う際に、又は公開の販売に於いて、ある動産を他の動産の代わりに買い手に引き渡し、又は出所、産地、性質若しくは数量について言明し若しくは約束したところと異なる動産を買い手に引き渡した者を罰する規定である⁽¹⁹⁾。また、1954 年イタリア法は、PR の生産基準を遵守しないチーズにつき、パルメザンという名称を用いて、イタリア国内で製造・販売することを禁止する。

ところで、上述のように 92 年規則の下では、登録名称に関しては、その登録後は、明細書を遵守しない商品につきこれを使用することは禁止されるが (13 条 1 項)、一方で、13 条 2 項において先使用権者のための時限的な保護制度が定められている (以下、先使用権者保護制度)。92 年規則 13 条 2 項の規定は次の通りである⁽²⁰⁾。

加盟国は 13 条 1 項 a 号及び b 号の例外として、公報の発行日から 5 年を越えない期間においては、以下の条件の下、17 条に基づき登録された名称の使用を許可する国内制度を維持することができる。

- 商品が、本規則の公布日の前の少なくとも 5 年間に渡って、かかる名称を合法的に使用して販売されてきたこと。
- 事業者が、第一行に定める期間に継続して、かかる名称を

使用して商品を合法的に販売してきたこと。

- ラベル表示が商品の真の生産地を明瞭に表示していること。
しかし、この例外制度により、そうした名称が禁止される加盟国の領域内において商品が自由に販売されることにはならない。

この制度は、登録名称を 92 年規則制定に先立って使用してきた者に対して、一定の条件の下で継続的な使用を容認することを目的とする。すなわち、加盟国は簡易手続に基づき地理的表示登録された名称については、92 年規則 13 条 2 項所定の条件の下、明細書を遵守しない商品のために、公報の発行日から 5 年を限度として事業者がその名称を用いることを許すことができる。

かくして、ビジ氏は、上記刑事手続の中で同 13 条 2 項を援用し、PR の明細書を遵守していないがパルメザンと称しているチーズにつき、当該チーズがイタリア以外の加盟国で販売されることが企図されている場合には、イタリア国内法は、イタリア国内生産者による生産を禁止することはできない、と論じて自らの無罪を主張した (法務官意見 19 段)。

これを受けてパルマ地裁は欧州司法裁判所に先決裁定を求め、主として同 13 条 2 項の解釈に関する問題を付託した⁽²¹⁾。欧州司法裁判所は 2000 年にこれを受理した。

3. 2. 裁判所の判断 (2002 年欧州司法裁判所先決裁定)

本件につき欧州司法裁判所では、①パルマ地裁が付託した、92 年規則 13 条 2 項の解釈という問題の他、② PR という名称のみならずパルメザンという名称もまた 92 年規則の保護対象たり得るのか、が争点となった。

②は、本件に訴訟参加したドイツが提起した争点である。ドイツは、そもそも①の争点は本件の結論を引き出す上で不要であって、故に①の争点を欧州司法裁判所に付託することは相当ではない、と説く。その理由は、ドイツの認識によればパルメザンは粉チーズ一般を示す普通名称であって登録名称ではなく 92 年規則の適用対象たり得ないため、13 条 2 項の適用も問題とならないことにある。更に、登録名称は PR であるところ、ドイツの認識によれば、92 年規則に基づく保護は登録名称の正確な表現に限定され、それ故、保護

対象は PR という名称に限定されるべきなのであって、且つ、「結合的な名称の構成部分」(先決裁定 17 段)が保護対象たり得るのは、それが普通名称や食品等を示す一般的な名称でない場合に限られる、と説く。すなわち、パルメザンは PR という名称の「構成部分」に過ぎず、且つ、普通名称であるので保護対象たり得ない、という主張である。

この論点につき、欧州司法裁判所は、ドイツ以外の本件に訴訟参加した加盟国の大半と欧州委員会がパルメザンは PR という名称の正確な訳語であると主張していることに言及するにとどまり【本稿 2.2】⁽²²⁾、普通名称化の有無については立ち入った分析を行うことなく、「パルメザンという名称が普通名称化しているか否かは全く定かではない」(20 段)と結論し、普通名称化が立証されない以上⁽²³⁾、ドイツの主張には理由が無いとして、本件の付託を適法と認めた。

次に、①について欧州司法裁判所は、92 年規則 13 条 2 項の定める先使用权者保護制度の適用範囲の如何を基本的な論点とした。というのも、欧州司法裁判所は、本件の付託事項【本稿注 21】の問題とするところは、結局のところ当該保護制度が本件において問題となった商品に適用され得るか否かであり、その点につき回答するためには当該保護制度の適用範囲をどのように考えるかが前提的な問題になると考えたからである。

より具体的には、欧州司法裁判所は同 13 条 2 項の解釈上、地理的表示出願国産商品であっても当該保護制度の適用対象となるのか否かについて検討し、結論としては、かかる商品は当該保護制度の適用対象たり得ない、と判断した。すなわち、本件の事実関係に即して言えば、当該保護制度が適用されるのは、パルメザンと称するイタリア産のチーズ(イタリア産パルメザン)ではなく、イタリア以外の加盟国産のパルメザン・チーズのみ、ということである。この判断は、当該保護制度が簡易手続【本稿 2.1】の下で登録された名称に対してのみ適用されることを出発点とするものである。欧州司法裁判所は次のように言う。

「簡易手続の下では、明細書に合致しない商品につき、加盟国が登録出願した時点において、登録名称を用いてその領域内で販売することが当該加盟国の国内法上容認されないことが前提となる」(29 段)⁽²⁴⁾。「それ故、ある名称が・・・[地理的表示として]登録された場合には、・・・当該例外制度は・・・、出願国産商品以外の商品に対してのみ適用されると解すべきであ

る。・・・[92 年規則] 13 条 2 項をこのように解すことで、法務官が法務官意見 71 段乃至 79 段で論じているように、・・・[92 年]規則前文・・・に掲げられている消費者保護と公正競争という目的との整合性を図ることができる」(30-31 段)⁽²⁵⁾。よって、出願国において生産され、明細書に合致しない商品は、同 13 条 2 項が定める例外制度の適用対象たり得ず、当該例外制度は「本件において問題となっているような商品には適用されない」(33 段)。

3. 3. 検討

欧州司法裁判所は以上のように論じて、92 年規則 13 条 2 項が定める先使用权者保護制度が、登録出願国以外の加盟国において生産された商品に対してのみ適用されると明言した。よって本件のように、出願国(イタリア)の生産者が、明細書に合致しない商品に関して、登録名称を使用することは容認されないことになる。

ところで注意を要するのは、欧州司法裁判所の論理に従い(先決裁定 30-31 段)、明細書を遵守しない出願国産商品については一律に先使用权者保護制度の適用は無いとするならば、かかる商品を①出願国(イタリア)において販売する場合は無論のこと、②出願国以外の加盟国(例えば英国)において販売する場合にも、当該保護制度の適用が無いと考えられることである。そうすると、ひとたびある名称が地理的表示登録されれば、明細書を遵守しない出願国産商品は、当該名称を用いて出願国において販売することはできないことに加えて、他の加盟国に輸出することも許されないことになる。

この点は、法務官意見も同じ見解をとっているが(法務官意見 65 段, 67 段)⁽²⁶⁾、このように①のみならず②をも不可とする理由の一つは、これを不可とすることが消費者保護と公正競争の確保の上で必要であるという認識があることである。この点につき、欧州司法裁判所は上に見たように【本稿 3.2】、法務官意見を参照するのみであるところ(先決裁定 30-31 段)、法務官は具体的に次のような状況を想定してこの問題について検討している。

すなわち、ヌオバ・カステッリ社が、パルメザンという名称を使用して、且つ、真の生産地を明瞭にラベル表示しつつ、登録名称である PR の明細書を遵守しないチーズを英国において販売するという状況である。この場合、当該のチーズの真の生産地がパルマで

あれば、ヌオバ・カステッリ社は当該チーズに「パルマ産パルメザン」と表示して英国で販売することになる。このように表示すれば少なくとも虚偽表示は無いし、13条2項前段の要件の一つ（「ラベル表示が商品の真の生産地を明瞭に表示していること」）をも満たすことになるが【本稿 3.1】、法務官はかかる表示について、概ね次のような懸念を示している（71-79段）。

このような場合、ヌオバ・カステッリ社が英国で販売するチーズはPRとは同一ではないにもかかわらず、PRと同じようなものとして市場に現れることとなり、「パルマ産パルメザン」と表示されたチーズと「英国産パルメザン」と表示されたチーズが、全く異なるものと受け止められることになる。結果、英国の消費者の誤認が惹起させられることになる。産地に関するこのような表示はまた、出願国以外の市場において不正な競争条件を形成することになる。というのも明細書を遵守しない生産者に裨益し、他の生産者を劣位に立たしめることになるからである。

第一に、パルマ産パルメザンは、英国産パルメザンと比較した場合、おそらく価格はほぼ同一となり、ある程度の情報量を持つ消費者であっても、ラベル表示から、パルマ産パルメザンがPRに相当するものと考え、その購入に傾くことになるであろう。第二に、PRと比較した場合、おそらく価格はより低く設定されることになるであろうから、消費者は同じく、パルマ産パルメザンの購入に傾くことになるであろう。かくして登録名称であるPRの社会的評価(reputation)が不当に利用されることになるであろう。

かくして法務官は、たとえ真の産地をラベル表示していても、消費者に誤認が生じる可能性があるという認識の下、消費者保護と競争の公正さを確保するという見地から先使用権者保護制度の適用範囲を画そうとしており、先決裁定もこうした立場を肯定したと考えられる。

4. パルメザン第二事件

4. 1. 事実の概要

上述のように【本稿 2.1】、PRは92年規則に基づき1996年に地理的表示登録されたが、ドイツ国内にあってはその登録後も、PRの明細書を遵守しないチーズがパルメザンという名称で販売されていた⁽²⁷⁾。これに対して欧州委員会は2003年に、パルメザンはPRという名称の訳語であってパルメザンという名称の使

用は92年規則13条1項b号【本稿 2.2】に違反するという認識の下、ドイツに善処を求めた。しかしながらドイツの対応には改善が見られず、結果、欧州委員会は2005年に、ドイツ国内におけるパルメザンの名称使用の放置を不当として、欧州共同体設立条約（以下、EC条約）226条に基づき、ドイツを相手取り欧州司法裁判所に義務不履行訴訟を提起した⁽²⁸⁾。

欧州司法裁判所は2008年に判決を下し、EU加盟国は92年規則13条1項違反行為に対する行政上及び刑事上の制裁措置を自ら講じる義務を負わないという立場から、結論としては欧州委員会の主張を退けた。しかしその一方で、本件におけるパルメザンの名称使用については、92年規則に違反するという判断を示している。以下、本稿では、本件における欧州司法裁判所の判断のうち、名称使用の違法性に関するそれに限って概観することにする。

なお、上に見たように、ドイツはパルメザン第一事件において、パルメザンは「パルミジャーノ」の訳語であって、PRの訳語ではない旨と【本稿 2.2】、パルメザンは既に普通名称化しており、地理的表示として保護対象となるのはPRのみである旨を主張していたが【本稿 3.2】、ドイツはパルメザン第二事件においてもこれらの主張を繰り返すこととなった（第二事件法務官意見 25-32段）。

4. 2. 裁判所の判断（2008年欧州司法裁判所判決）

欧州司法裁判所は本件におけるパルメザンの名称使用の違法性の有無につき、第一に、登録名称の全体ではなく一部のみが使用される場合、地理的表示の侵害が成立するか【本稿 4.2.1】、第二に、パルメザンの名称使用は13条1項違反となるか【本稿 4.2.2】、という二つの観点から検討した。

4. 2. 1. 登録名称の全体ではなく一部が使用される場合、地理的表示の侵害が成立するか？

欧州委員会は、原則として登録名称の全体のみならず一部もまた保護対象たり得るとの立場であったのに対し、ドイツは保護対象となるのは登録名称の正確な表現それ自体に限定されるという立場に立った。

すなわち、欧州委員会は、登録名称が複数の名辞を組み合わせたもの（a compound designation）である場合には、原則として、登録名称の全体のみならず、

部分もまた保護対象となるとの立場から、パルミジャーノのみでも保護対象となると論じた。これに対して、ドイツは、保護対象たり得る名称はPRそれ自体なのであって、パルメザンの原語であるパルミジャーノのみでは保護対象たり得ない、と主張した(判決26段)。その際ドイツは、現にイタリア政府自身がパルミジャーノという名称を意図的に地理的表示登録しなかったことを第一事件において自認していたことを論拠の一つとした【本稿2.1】。

以上の問題につき、欧州司法裁判所は、「ある名称の各々の構成部分に与えられる保護に関する問題は・・・、当事者が提示する様々な事実の詳細な分析を基礎として国内裁判所が決定する事項である」ので、「地理的表示はその登録された正確な表現に限って保護される、というドイツの主張は失当である」(30-31段)と論じ、結論としてドイツの主張を退けた。

なお、こうした原則論の他、欧州委員会規則1107/96号【本稿2.1】に定められるディスクレイマ⁽²⁹⁾、一本稿では「保護不要宣言」と言う⁽³⁰⁾、との関わりも問題となったのでこの点についても一瞥しておく。

保護不要宣言とは、簡易手続【本稿2.1】によって登録された地理的表示に適用される制度であって、この制度の下、出願国が登録名称の特定部分については保護を要求しない旨を明言する場合には、同1107/96号附属書の脚注にその旨が記載され、当該特定部分は保護されなくなる。

同附属書脚注には登録名称の特定部分の保護を不要とする場合が具体的に列挙されており、例えば、フランスのチーズの地理的表示「カマンベール・ド・ノルマンディ(Camembert de Normandie)」につき「『カマンベール』の保護は不要(Protection of the name 'Camembert' is not sought)」と、イタリアのチーズの地理的表示「モッツァレッタ・ディ・ブッフアラ・カンパーナ(Mozzarella di Bufala Campana)」につき「『モッツァレッタ』の保護は不要」などと明記されている。これにより、92年規則上、「カマンベール」や「モッツァレッタ」の使用には制限は無いことになる。よってカマンベール・ド・ノルマンディーの権利者は、カマンベールという名称を使用する産地外の生産者に対して、その停止を要求できない⁽³¹⁾。

本件で問題となったパルミジャーノ・レッジャーノに関しては、保護不要宣言は一切為されておらず、欧

州委員会は、このことを以って、パルミジャーノのみでも保護対象となることの一つの根拠とした。これに対し、欧州司法裁判所は、保護不要宣言により保護が要求されない構成部分を特定できることを認めつつも、「[[保護不要宣言の]不存在が直ちに、保護の範囲を決する上での十分な基礎たり得るわけではない」(29段)とも論じている。

4. 2. 2. パルメザンの使用が13条1項に違反するか？

上述のように、92年規則(及び06年規則)13条1項は、登録名称の訳語の使用をも禁止している【本稿2.2】。そこで、パルメザンがPRという名称の訳語であるか否かにつき、欧州委員会とドイツとの間で争いがあった。すなわち、欧州委員会がパルメザンはPRの正確な訳語であるからパルメザンという名称の使用は13条1項b号に該当すると主張したのに対し、ドイツは、パルメザンはあくまでパルミジャーノの訳語であってPRの訳語ではないと論じた。

一方で、欧州司法裁判所は本件におけるパルメザンという名称の使用の違法性につき、①パルメザンという名称の使用がPRの「喚起」に当たるか否か⁽³²⁾、②パルメザンが普通名称であるか否か【本稿2.2】、という二つの観点から検討を加えたが、パルメザンがPRの訳語であるか否かについては判断を示さなかった。以下に見るように、欧州司法裁判所は、パルメザンという名称の使用はPRの「喚起」に当たると判断したため、地理的表示の権利侵害の成否について判断する上で、「パルメザンがパルミジャーノ・レッジャーノの訳語であるか否かは全く意味が無い論点である」(50段)と考えたことによる。以下、①②の順に判決の論理を概観する。

4. 2. 2. ①パルメザンの使用が「喚起」に当たるか否か？

欧州司法裁判所は、本件におけるパルメザンという名称の使用がPRの喚起に当たると判断した。喚起とは、13条1項b号【本稿2.2】が定める地理的表示侵害行為である「不当使用、模倣、又は喚起」の一つであり、法文上明確な定義は為されていないが、以下に見るように、消費者に保護対象となっている商品のイメージを呼び起こすような場合を意味すると考えられている⁽³³⁾。本件における喚起の成立の有無について

は、欧州司法裁判所は、喚起に関する基本判例である1999年のカンボゾーラ事件欧州司法裁判所先決裁定(C-87/97)を引用しつつ、以下のように判示しこれを肯定している。

なお、カンボゾーラ事件ではドイツ産ブルーチーズに「カンボゾーラ (Cambozola)」という名称を用いることが⁽³⁴⁾、イタリア産ブルーチーズの登録地理的表示「ゴルゴンゾーラ (Gorgonzola)」の喚起に当たるかが問題となったが、後に見るように欧州司法裁判所はこの問いにつき賛意を示している【本稿 4.3】⁽³⁵⁾。

喚起とは、「当裁判所がかつて [カンボゾーラ事件において] 判示したように、ある商品を示す用語が保護名称の一部を組み込んでおり、消費者が当該用語に直面したときに、その脳裏に生じるイメージが、名称を保護されている商品のそれである場合を含み、「関連する商品間に混同のおそれが無い場合であっても、保護名称について喚起は成立し得る」(パルメザン第二事件判決 44-45 段)。

「本件において、パルメザンとパルミジャーノ・レッジャーノという二つの名称の間には音声上及び視覚上の類似性 (phonetic and visual similarity) があり⁽³⁶⁾、問題の商品は共に粉チーズのハードチーズ又は粉チーズ向けのハードチーズであって、すなわち両商品は類似する外観 (a similar appearance) を有している」(同 46 段)。

「加えて、パルメザンがパルミジャーノ・レッジャーノないしはパルミジャーノの訳語であるにせよないにせよ、当裁判所の前で為された議論の中で明らかとなった・・・これら二つの名称間の概念上の近似性 (conceptual proximity) もまた考慮されるべきである」(同 47 段)。

「このような近似性と、第 46 段で論じた類似性とにより、パルメザンという名称を冠した・・・ハードチーズを目にした消費者の脳裏には、パルミジャーノ・レッジャーノという保護名称に保護されたチーズが呼び起こされることになる。このような状況下では、パルメザンという名称の使用は・・・登録地理的表示である『パルミジャーノ・レッジャーノ』の喚起と見なされるべきである」(同 48-49 段)。

4. 2. 2. ②パルメザンが普通名称であるか否か？

パルメザンの普通名称化については、欧州委員会がこれを否定し⁽³⁷⁾、ドイツがこれを肯定したが⁽³⁸⁾、ドイツの主張の骨子は、パルメザンという名称は既にして普通名称化しているのでその使用は登録名称である PR の喚起にはなり得ず、それ故に地理的表示の侵害

とはならない、というものであった。ドイツは、その根拠として、第一事件において欧州司法裁判所がパルメザンにつき普通名称化の有無についての判断を保留していること【本稿 3.2】、ドイツではパルメザンという名称は粉チーズ向けのハードチーズを意味する普通名称と理解されてきたこと、等を挙げているが、欧州司法裁判所は普通名称化に関する立証責任はドイツが負うことを前提として⁽³⁹⁾、結論として、ドイツが十分に立証責任を果たしていないと論じてドイツの主張を退けた。

その際、欧州司法裁判所は、フェタ・チーズの普通名称化の当否が問われたフェタ事件欧州司法裁判所判決 (C-465/02 and C466/02) を引用し⁽⁴⁰⁾、ある名称が普通名称化しているか否かを評価する上では、登録出願国内外の関連する商品の生産地、出願国内外における消費と消費者の受け止め方、問題の商品に関する関係国の国内法の定めの有無、問題の名称の使用状況を考慮することが必要であると論じた (53 段)。そして、本件においては、ドイツは辞書の記述内容や専門家の見解を引用するばかりで、パルメザンという名称がドイツその他の加盟国の消費者にどのように受け止められているかについての見方を全く示しておらず、且つ、パルメザンという名称を付されて販売されているチーズの生産や消費の量に関する数値を全く提示していないこと等から (54 段)、欧州司法裁判所は、ドイツはパルメザンの普通名称化を示す証拠を十分に提示していないと結論した (57 段)⁽⁴¹⁾。

4. 3. 検討

以上見てきたように、パルメザン第二事件判決は、パルメザンが PR の訳語であるか否かという問題についての正面からの検討を回避し、同様に、パルメザンの普通名称化の有無という論点についての結論も回避した⁽⁴²⁾。そして、喚起概念に依拠して地理的表示の侵害ありとする結論を導いた。

そこで改めて確認しておく、パルメザン第二事件判決は喚起につき、①その意味するところは消費者をして保護対象商品のイメージを想起させることであるが、混同惹起は要件とはならないこと (44-45 段)、②同種または類似の商品間において成立すること (46 段)、③二つの名称の間に音声上及び視覚上の類似性 (phonetic and visual similarity) があること (46 段)、④二つの名称の間に概念上の近似性 (conceptual

proximity) があること (47 段), という四つの基準を明示している⁽⁴³⁾。

以上のうち, ④について言及があったことがパルメザン第二事件判決における喚起に関する判断の特徴であるが (④は, 前出カンボゾーラ事件先決裁定【本稿 4.2.2 ①】には見られない判断基準である)⁽⁴⁴⁾, パルメザン第二事件判決において, 概念上の近似性なるものの認定について判断の枠組みが示されたわけではなく, 概念上の近似性の存在は「当裁判所の前で為された議論の中で明らかとなった」(47 段) と説明されているにとどまる⁽⁴⁵⁾。加えて判決文を素直に読み限り, ④は必ずしも喚起成立の要件とは位置づけられていないと考えられる点には注意を要する。

一方, ①から③は, カンボゾーラ事件先決裁定で示された基準を踏襲したものであるが⁽⁴⁶⁾, パルメザン第二事件法務官意見がカンボゾーラ事件先決裁定を引用しつつ, 商品間の外観上の類似性と名称間の音声上の類似性を以って喚起概念の本質的要素と見なすことを欧州司法裁判所の基本判例と理解していることに鑑みても⁽⁴⁷⁾, ①から③については, 概ねこれらを喚起の本質的な要素とする見方が一定の支持を得ていると見てよいようである。

これらのうち③については, その類似性の水準としては, 「相当程度の・・類似性」(カンボゾーラ事件法務官意見 34 段) が要求されると説明されているところ, 例えば, カンボゾーラ事件先決裁定では, 欧州司法裁判所はゴルゴンゾーラとカンボゾーラが, 「同じ二つの音節で終了し, 同じ数の音節を持つ」ことから, 両者の「音声上及び視覚上の類似性」を肯定している (27 段)。また, 同じくカンボゾーラ事件の法務官意見では, 「語尾の二つの音節が同一で, 音節の総数を同じくし, 双方の単語を発音する際のストレスのパターンが非常によく似通っている」と論じて (34 段), ゴルゴンゾーラとカンボゾーラの類似性を肯定している⁽⁴⁸⁾。

そして, パルメザン第二事件判決では, 欧州司法裁判所は格別の説明を加えることなく類似性を肯定しているが (46 段), 法務官意見は, パルメザンと PR とでは, 最初の四文字 (PARM) が同じであることを類似性肯定の主な理由として挙げている (58 段)。

ところで, このように喚起概念の本質の一つを③名称間の類似性に求める以上は, 「喚起」と「同音異義名称」との関係を整理する必要が生じる。というのも, 以下に見るように 06 年規則では喚起に関する規定と

は別に, 同音異義名称に関する規定が盛り込まれているところ⁽⁴⁹⁾, 地理的表示制度における同音異義名称の問題も, 当然ながら喚起と同じく名称間の類似性に関するものであるからである。

なお, 同音異義名称の問題をどのように扱うべきかは, 地理的表示制度の国際的な次元において最も重要な課題の一つと考えられるので, 以下では, 今日, 知的財産権に関する最も重要な条約の一つである「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(以下, TRIPS 協定) の関連規定をも一瞥しつつ⁽⁵⁰⁾, 同音異義名称に関する基本的な考え方を確認した上で, 06 年規則の定めを概観することにする。

5. 同音異義名称

地理的表示制度における同音異義名称とは, 単に, 二以上の商品につき同一または類似の名称が用いられる場合の名称を広く意味するわけではなく, 当該名称が双方につき真正の地理的表示である場合をいう。当然ながら, 他の地理的表示を単に僭称するに過ぎない場合は同音異義名称の範疇には入らず, 単なる地理的表示の侵害と捉えられることになる。ここで, 同一または類似とは, 発音か表記 (綴り方) のいずれかが同一または類似であるという意味と考えてよいと思われる⁽⁵¹⁾。

同音異義名称が見られるのは, 一つの地域が複数の同種商品の産地である場合もあり得るかもしれないが⁽⁵²⁾, 現実には, 異なる複数の地域が同一ないしは類似の名称を持つ場合が大半であろう。後者の場合は, 一つの名称が少なくとも二か所以上の産地を示すために使用されるが, それ以上に広範に用いられているわけではなく普通名称化には至っていない場合とも理解できる⁽⁵³⁾。

さて, 上に見たように, EU 地理的表示制度, TRIPS 協定共に同音異義名称に関する定めを設けているところ, 双方とも同音異義名称につきその登録や使用を必ずしも一律的に不可とするわけではなく, 一定の場合にはこれを容認している。このように, 敢えて同音異義名称に関する特別の規定を用意し, 且つ, その登録ないしは使用を容認するのは, 同じ名称であるからといって直ちに不可とするのは不合理であるという認識による。というのも, たとえ同音異義名称であっても真の産地を表示していることには変わりはなく, それ自体が必ず公衆の誤認を惹起するわけではないからで

ある。まずは TRIPS 協定 22 条 4 の定めを見てみよう⁽⁵⁴⁾。

〔TRIPS 協定による地理的表示の〕保護は、地理的表示であって、商品の原産地である領域、地域又は地方を真正に示すが、当該商品が他の領域を原産地とするものであると公衆に誤解させて示すものについて適用することができるものとする。

すなわち、たとえ真正な地理的表示であっても、「他の領域を原産地とするものであると公衆に誤解させるものについては、TRIPS 協定加盟国はこれを取締り対象とすることができるという趣旨の規定である⁽⁵⁵⁾。

EU の現行制度も同じような見地から同音異義名称に関する定めを設けており、その主な定めは、06 年規則 3 条 3 項及び 13 条 4 項である【本稿注 49】⁽⁵⁶⁾（その他、同 7 条 3 項に、同音異義名称を登録異議申立事由の一つとする定めがあるが、本稿では詳説しない⁽⁵⁷⁾）。

第一に、登録に関する定めである同 3 条 3 項 a 号により、産地につき消費者を誤認させる同音異義名称は、産地に関する虚偽には当たらないとしても登録を禁じられる。よって、消費者が問題の商品につき、その表示が指示している場所以外の場所から産出されていると信じることになるならば、同音異義名称の登録は不可とされるが、誤認を惹起しない同音異義名称については、「地域的かつ伝統的な慣行」及び「実際の混同の虞」を考慮することを条件として登録を容認される（同 3 条 3 項柱書）。

第二に、使用に関する定めとしては、①登録された同音異義名称の使用に関する定め（同 3 条 3 項 b 号）と、②未登録名称の使用に関する定め（同 13 条 4 項）がある。まず、①は、後に登録された同音異義名称を使用する条件として、「後に登録された同音異義名称と既に登録簿に存在する名称との間に實際上十分な区別が存在すること」が必要である旨を定めている。すなわち、商品間に物理的特性につき顕著な相違があるといった事情により消費者がある程度容易に商品間の判別が可能であることが求められることとなるのであろうか。次に、欧州委員会は、②同 13 条 4 項に基づき、未登録の同音異義名称につき（故に、同音異義名称の登録が拒絶されたとしても）、「1993 年 7 月 24 日の前少なくとも 25 年の間、一貫してかつ公正に、適法

使用されている」こと等を条件として、15 年間に限った登録名称との共存、すなわち同時使用を容認する決定を下すことができる⁽⁵⁸⁾。

さて、最後に、06 年規則における同音異義名称に関する定めと、上述の喚起との関係を考えておきたい。これらの概念は重なり合う部分もあるが、微妙に相違する側面もあり、以下の三つの観点から整理しておきたい。

第一に、判例上、喚起の成否に関する判断においては混同の有無は問題とならないと考えられているが、同音異義名称に関する定めにあってはそうではないようである。すなわち、06 年規則 3 条 3 項では、同音異義名称は「混同の虞に当然の考慮を払って登録」されると定められているし、また、同 13 条 4 項では、同音異義名称は出所に関する誤認のおそれが無い場合に限って適法なものとして使用が容認されることになるからである。

第二に、同 13 条 4 項では「ある場所を示す無登録名称であって」という限定があり、同 3 条 3 項 a 号もまた同音異義名称が地名であることを前提としている。かくして、同音異義名称に関する定めにあっては、単に登録名称と同一・類似であることのみならず、一定の地名であることをも要すが、喚起にあっては必ずしもそうではなく、例えばカンボゾーラという名称は地名ではない【本稿注 34】。

最後に、それぞれの法文または判例上の表現の相違についてである。06 年規則 3 条 3 項では登録名称と「全部又は一部が同音異義」と、そして同 13 条 4 項では「登録名称と同一」と定められているが【本稿注 56】⁽⁵⁹⁾、これらが判例上喚起の本質的要素の一つと考えられている「(名称間の)類似性」との間で、求められる同一性ないしは類似性の水準や程度に相違があるか否かについては、今後の課題としたい。

6. むすび

以上見てきたように、二つの司法判断を経ても、パルメザンが PR の訳語であるか否かは決着がつかなかった。その理由の一つは、パルメザン第二事件に見られるように、92 年規則/06 年規則 13 条 1 項が定める「喚起」という概念ゆえに、パルメザンが訳語であるか否かを判断する必要が無かったことにある。すなわち、パルメザンが PR の訳語であろうがなかろうがパルメザンという名称の使用は PR の喚起に当たり地

理的表示の侵害となる、と判断されたことによる。確認しておく、欧州司法裁判所の判例上、喚起とは二つの名称間に音声上及び視覚上の類似性（及び、概念上の近似性）がある場合に認められるが、その本質は、保護対象商品のイメージを想起させることにあり、保護対象商品との誤認を惹起することは不要であると説明されている。周知のように商標法学では、商標の類似性の判断基準については諸説あるにせよ、商標法上類似の概念が導入されている趣旨は商品の出所について誤認混同を防止することにあることを思えば、イメージの想起のみで足りると理解されている喚起は相当に広い概念であると言えるのではなかろうか。「音声上及び視覚上の類似性」（及び「概念上の近似性」）を具体的にどのように理解するかにもよるが、喚起概念に関する判例の考え方は地理的表示保護の範囲をややすれば過度に拡大させる可能性を伴うことは否定できないであろう⁽⁶⁰⁾。

なお、このように地理的表示の保護範囲拡大を方向づけるのは喚起概念だけではない。地理的表示の保護を促すものとしては、もう一つ、公正競争論がある。パルメザン第一事件は、地理的表示の保護範囲について考える上では、公正な競争の擁護という視点が重要な要素となり得ることを示唆している。同事件では、時限的な先使用权者保護制度の適用範囲が問題になった。これもまた地理的表示の保護範囲を決する問題であるところ、欧州司法裁判所は、ただ乗り阻止と買手の不信回避という観点から、登録出願国産商品には当該先使用权者保護制度の適用無しと判断することで、実質的に地理的表示の保護範囲を拡大したことは上に見た通りである【本稿 3.3】。

このような地理的表示保護の拡大傾向に批判的な立場からは、一つには、喚起概念を抑制的に解釈することが模索されようが、地理的表示の適切な保護範囲を模索する上では、併せて同音異義名称の許容範囲についても検討を深める必要があるようである。

例えば、06年規則3条3項【本稿注56】が定める幾つかの要件の意味するところは判例上厳密に明らかになっているわけではないし、それら要件の優先順位も明らかになっていない。よって、例えば、ある新参の生産者の産品が、「実際の混同の虞」という見地からは格別の問題は無い場合であっても、比較的新しい商品であるため「地域的かつ伝統的な慣行」という見地からの評価が厳しいものとなれば、当該生産者は同音異

義名称の登録を断念せざるを得なくなることも予想される、という見方がある⁽⁶¹⁾。そのことは同音異義名称を用いて新たな商品を生産しようとする生産者の利益を犠牲にしつつ、健全な競争を歪曲し古い商品を過度に保護することになりかねないであろう。かくして、同音異義名称に対する適切な法規制は、地理的表示保護の過度の拡大を防ぐためにも有益と考えられるので、そうした観点からの慎重な検討が求められるであろう。

注

- (1) 文藝春秋 編 (2001) 『チーズ図鑑』 文藝春秋, p.129; 本間るみ子 (1997) 『いま、チーズがおいしい』 駿台曜曜社, p.156.
- (2) 本稿では、欧州連合 (EU) と欧州共同体 (EC) の表記につき、EC と表記すべき場合も、原則として便宜的に EU と表記することにする。
- (3) EU の地理的表示制度では (92 年規則, 06 年規則共に)、より産地との結びつきが強い①「保護原産地呼称」と、結びつきがより緩やかな②「保護地理的表示」という二種類の地理的表示が登録・保護対象として定められている。①は原則として登録対象となる飲食品の生産、加工、調整の全ての工程が産地内で行われることを要すのに対し、②は生産、加工、調整のうちいずれか一つの工程が産地内で行われれば足りる、といった相違がある。①②のいずれであるかにより、保護の範囲や程度に相違はない。詳しくは、荒木雅也 (2011) 「EU の地理的表示制度における登録要件、保護範囲等について」『知財ふりずむ』9 巻 107 号: 12-38, pp.15~17.
- (4) PR の産地について、より詳しくは、本稿 2.1 を参照。
- (5) 後述のようにこの点については様々な見方があり、海外でも若干の混乱があるようである。例えばアンドリュウ・ドルビー/久村典子 訳 (2011) 『チーズの歴史』ブルース・インターアクションズ, p.8 は、PR を「パルメザンの今風の名前」と説明しているが、この説明は後に見るように、少なくとも法的には不正確である。
- (6) 荒木雅也 (2010) 「EU 主導の地理的表示強化にどう対応すべきか」『日経グローバル』142 号: 52-55.
- (7) 簡易手続は 92 年規則においてのみ定められており、06 年規則には見られない制度である。
- (8) その他、原料、乳牛に与えられる餌、熟成期間等についても詳細な基準が設けられており、例えば原料については、乳、塩、および凝乳酵素に限定され原料として用いられる乳は当該生産区域から産出されるものに限定されることが定められている。明細書の要旨は EU 官報に掲載される。PR の明細書要旨は、OJ C87, 16.4.2009, p.14.
- (9) 法務官 (advocate general) とは欧州司法裁判所の補佐を行う法律家であって、裁判官に並んで法廷に着席し、欧州司法裁判所が判決を下す前に理由を付した意見 (法務官意見) を提出する。法務官意見は裁判官を拘束するものではないが、判決を下す際の参考となる。詳しくは、中西優美子 (2012)

- 『EU 法』 新世社, p.72.
- (10) 但し, PR という名称が, イタリア政府による EU 地理的表示登録出願の際に初めて考案されたわけではない。1934 年に PR の生産者団体であるパルミジャーノ・レッジャーノ・チーズ協会が設立され, 同協会が PR という名称を定めた。なお, 同協会は同年に今日とほぼ同様の生産区域を画定した (1937 年に若干の拡大)。そしてイタリア国内における法的保護は 1954 年制定のイタリア国内法令である「チーズの原産地呼称及び種類の保護に関する法律 (125/1954)」(以下, 1954 年イタリア法) に始まる。同法の下で, チーズの原産地呼称保護のための最初のイタリア国内法上の体系的な枠組みが導入され, その附属書に保護対象となったチーズの生産区域その他の生産基準が定められた。PR はゴルゴンゾーラ【本稿注 34】等と共に, この法律に基づき初めて原産地呼称として承認され保護対象となったチーズの一つである。詳しくは, European Commission, Directorate-General JRC (2006). *Food Quality Scheme Project Case studies: Parmigiano Reggiano*: Bruxelles ; O'Connor, B. (2004). *The Law of Geographical Indications*, Cameron May: London, pp.185~186.
- (11) 06 年規則では, 普通名称は, 「農産物または食品の名称であって, その農産物または食品が最初に生産または販売された場所または地域に関するものであり, 共同体において既に農産物または食品の普通の名称となっているもの」と定義されている。また, ある名称が普通名称であるか否かを判断するためには, 「あらゆる要素を考慮するが, 特に, 次の事項を考慮する。a 加盟国及び消費地の現状, b 加盟国及び共同体の関連法令」と定められている (3 条 1 項)。
- (12) 13 条 1 項は地理的表示の効力についての定めであって, 92 年規則と 06 年規則との間に改正による変化は無い (条文番号も同一である)。なお, 本稿では, 92 年規則及び 06 年規則の邦語訳は原則的に特許庁訳を用いることとするが, 13 条 1 項に関しては別稿 (荒木・前掲注 3) にて拙訳を用いて論じているため, 本稿でも別稿と同じ拙訳を用いる。
- (13) 3 条 1 項前段は, 92 年規則と 06 年規則との間に改正による変更は無く同一の規定である。
- (14) この点につき法務官は, 普通名称化の有無を判断すべきは欧州委員会であって欧州司法裁判所が判断する必要は無いと論じている (39 段)。
- (15) ②については, 本稿 3.2 を参照。
- (16) ドイツ及びオーストリアの見解によれば, パルメザンという名称は粉チーズを示す普通名称であって, 「パルミジャーノ・レッジャーノ」とは意味を異にする。そして, ドイツとオーストリアの消費者はパルメザンという名称からパルマその他のイタリア産チーズの名称を思い起こすものではない, という。
- (17) EU 加盟国の国内裁判所がその訴訟過程において EU 法に関し不明な点がある場合, 欧州司法裁判所に質問をしその回答を求めることができる。この場合に, 欧州司法裁判所が為す回答を, 先決裁定という。詳しくは, 中西・前掲注 9, pp.239~253.
- (18) 一方でヌオバ・カステッリ社は, 「パルミジャーノ・レッジャーノ」の明細書を遵守するチーズをも生産し, このチーズについてはイタリア国内で販売していた。
- (19) 文化庁 (2008) 「ヨーロッパにおける著作権侵害ハンドブック (イタリア共和国編)」, p.89.
- (20) 92 年規則 13 条 2 項は 1997 年に欧州理事会規則 535/97 号により改正されている。また, この規定は, 06 年規則では削除されており, 現在にかかる先使用権者保護制度は廃止されている。なお, 1997 年改正後の 92 年規則 13 条 2 項については, 特許庁訳が無いので拙訳を掲載する。
- (21) 付託事項は多岐に渡るが, 主要な付託事項は, 「(-) 13 条 2 項は, 欧州理事会規則 2081/92 号 17 条に基づき登録された地域名称と混同され得る名称につき, 関係加盟国内でその使用を認めるためには, 当該加盟国によって何らの立法ないしは行政上の公的な措置も講じられる必要は無いと解すべきか, (二) 故に, かかる名称の関係加盟国領域内における使用を許可するためには, そうした使用に対し当該加盟国からの異議が無いことで十分であるか」であった (先決裁定 14 段)。付託事項はその他に五項目あるが割愛する。
- (22) 欧州司法裁判所は, この点についての自身の考え方を明らかにしていない。
- (23) 普通名称化の立証については, 本稿 4.2.2 ②。
- (24) 簡易手続にあつては, 加盟国がある名称の地理的表示登録を行う場合, その名称が当該加盟国において登録以前から保護対象となっていることが求められる, という意味。
- (25) 92 年規則前文 7 段は 「[地理的表示] を付した産物の生産者間での公正な競争を保証し, 消費者の目には, 産物に関する信頼性を向上させることになる」と謳っている。
- (26) 法務官は結論として, ヌオバ・カステッリ社には先使用権者保護制度は適用されないと明言している (85 段)。
- (27) 明細書違反の内容については, 本稿注 41。
- (28) 義務不履行訴訟について, 詳しくは, 中西・前掲注 9, pp.173~191. なお, EC 条約 226 条はリスボン条約 (2009 年発効) による改正のため現在では EU 運営条約 258 条となっている。リスボン条約とは, 欧州連合条約 (EU 条約) と EC 条約を改正するための条約である。リスボン条約及び EU 運営条約については, 岡村亮 (2010) 『新ヨーロッパ法 リスボン条約体制下の法構造』三省堂; 小林勝 (2009) 『リスボン条約』御茶ノ水書房。
- (29) 欧州委員会規則 1107/96 号序文の, 「幾つかの加盟国は, 登録名称のうちの一定部分については保護を要求しないことを明らかにしており, このことは銘記されるべきである」(8 段) という一節がディスクレイマの根拠である。我が国の旧商標法 (大正 10 年法) 2 条 2 項において採られていた, 「要部を明確にすべく登録の際に識別力のない部分について権利不要求とする制度」に相当する仕組みと思われる。旧商標法 2 条 2 項につき, 西村雅子 (2010) 『商標法講義』発明協会, pp.126~127.
- (30) 第二事件判決は「ある名称のうちの一定部分に関する保護は不要であることの宣言 (a declaration that, for certain element of a designation, the protection...was not re-

- quested)」(29段)と表現している。
- (31) Shimura, K. (2010). "How to Cut Cheese: Homonymous Names of Registered Geographic Indications of Foodstuffs in Regulation 510/2006." *B. C. Int'l & Comp. L. Rev.* 33: 129-151, p.137.
- (32) 欧州委員会も、問題の名称使用が喚起に該当する旨を主張していた(判決34段)。
- (33) 喚起のほか、不当使用および模倣の意義については、荒木・前掲注3, pp.30～34.
- (34) カンボゾーラは、乳及び乳製品を指定商品とするオーストリア商標法上の登録商標であって1983年4月以降保護対象となっている(カンボゾーラ事件法務官意見3段)。他方、ゴルゴンゾーラのEU地理的表示登録は欧州委員会規則1107/96号に基づき【本稿2.1】、1996年に行われた。なお、カンボゾーラという名称は、カマンベールとゴルゴンゾーラという二つの著名なチーズ名称にあやかって考案された造語であるという。本間・前掲注1, p.94.
- (35) EU地理的表示制度では92年規則/06年規則14条2項に基づき、登録商標の使用が同13条1項に違反するとしても(登録地理的表示の侵害に当たるとしても)、当該地理的表示の登録に先立ち、当該商標が登録されていた場合には、一定の条件(善意の商標登録等)の下、同13条1項の適用を免除され、当該商標の継続的な使用が容認される。カンボゾーラ事件において欧州司法裁判所は、カンボゾーラという名称の使用がゴルゴンゾーラの喚起に当たるか否かの問題については肯定的な立場を示しつつも、同14条2項に基づき同13条1項の適用が免除されるか否かについては、先決裁定を求めたオーストリア国内裁判所が審理すべき事項であるとして、自らの判断を示さなかった(カンボゾーラ事件先決裁定36-42段)。
- (36) 本件に関する解説であるCIPIC事務局(2008)「欧州情報欧州司法裁判所がイタリア産チーズだけがパルメザンの名称使用が可能と判決」『CIPICジャーナル』183号:133-135も本稿と同様に、「称呼」、「外観」ではなく、「音声」、「視覚」という訳語を用いている。この点については、本稿注43を参照。
- (37) 欧州委員会は、もしもパルメザンという名称が地理的な含意を失っているというのであれば、その模造品の生産者がそれらしい語句や絵柄を用いることでその産品とイタリアとの間の関連性をことさらに強調するために再三に渡り努力を繰り返してきたことにつき合理的な説明がつかなくなると論じて、パルメザンは地理的な意味合いを喪失しておらず普通名称化していないとする(判決37段)。
- (38) ドイツは、パルメザンのみならずパルミジャーノもまた普通名称であると主張したが(判決39段)、本稿ではこの点については詳述しない。
- (39) 欧州司法裁判所は本件において、パルメザン第一事件先決裁定においてパルメザンの普通名称化の有無は不明と判示されている以上普通名称化の有無につき立証責任を負うのはドイツである、と論じた(52段)。
- (40) フェタ事件に関して、詳しくは、久々湊伸一(2007)「EuGHの二つのFETA判決」『青森中央学院大学研究紀要』9号:27-39.
- (41) 欧州司法裁判所はパルメザンが普通名称であるかについて結論していないが、次のような見解を示している。「ドイツでは、『パルメザン』と称されるチーズの生産者は、イタリアの文化的伝統や景観について触れたラベルを貼付して、当該商品を販売しており、「このことから、ドイツの消費者がパルメザン・チーズをイタリアと深い関係があるチーズとして認識していると推論することが合理的である」(55段)。なお、判決はどのような明細書違反があったのか詳らかにしていないが、この事実認定からは、ドイツ国内の生産者がパルメザンと称するチーズを生産していたこと、すなわち、生産区域に関する違反があったことが窺われる。PRの生産区域に関しては、本稿2.1を参照。
- (42) 登録名称それ自体が普通名称化していない場合において登録名称の訳語の普通名称化があり得るのか、という理論的に重要な論点についても判断を回避している。Shimura・前掲注31, p.141.
- (43) 以上の「音声、視覚、概念」は、商標の類否の判断基準である「称呼、外観、観念」に相当するものと思われる。しかしながら、商標法学における「称呼、外観、観念」は、一般に、必ずしもこれらのうちのいずれかの一つが他に優先するわけではないと思われるところ(櫻木信義(2011)『商標の類否』発明協会, pp.281～282; 平尾正樹(2007)『商標法 第一次改訂版』学陽書房, pp.59～64)、本判決では「音声」(＝称呼?)と「視覚」(＝外観?)という基準をより重視しているようであり、また、後述するようにカンボゾーラ事件先決裁定では「概念」(＝観念?)について言及が無いことには注意を要する。なお、EUの地理的表示は、「文字、図形、記号若しくは立体的形状」(我が国商標法2条1項)等の標章一般ではなく、「地方、特定の場所、又は例外的には国の名称であって・・・農産物又は食品を表現するために使用されるもの」(06年規則2条1項a号、b号)であるため、本来的にその類否について商標と同列に論じることができないと思われる。後述の「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」における地理的表示の定義については、本稿注50を参照。
- (44) 第二事件法務官意見では、カンボゾーラ事件先決裁定と同じく①から③の判断基準を明示するとともに、④概念上の近似性についての言及は無い。Shimura・前掲注31, p.144.
- (45) Shimura・前掲注31, pp.145～146.
- (46) その他、カンボゾーラ事件法務官意見では、喚起につき使用者の意図の立証は不要であるとして喚起の「客観性」を強調している(33段)。
- (47) パルメザン第二事件法務官意見は、「当裁判所は[カンボゾーラ事件判決において]、[商品の]外観上の類似性・・・と[名称の]音声上の類似性・・・を、喚起の有無について判断するための本質的な考慮事項と史料した」と論じている(57段)。
- (48) 但し、カンボゾーラ事件法務官意見は、喚起を肯定する上で認定されるべき類似性として、「音声上の類似性」のみを挙げており、視覚上の類似性には触れていない(34段)。
- (49) 同音異義名称に関する06年規則における主な規定は以下

に見るように、①3条3項と②13条4項である。これら二つの規定に相当する定めは制定時点での92年規則には設けられていなかったが、2003年に行われた92年規則の小幅改正により（欧州理事会規則692/2003号）、①②に相当する定めが92年規則に新たに追加された。①に相当するのが92年規則6条6項、②に相当するのが同13条5項である。

(50) TRIPS 協定には22条から24条に地理的表示に関する規定が置かれている。同協定22条1では、地理的表示を「ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示」と定義している。なお、本稿における同協定の規定の邦語訳は全て外務省訳による。

(51) 以下の学説においてもそのように理解されている。O'Connor・前掲注10, p.104 の他, Giovannucci, D., T. Josling, W. Kerr, B. O'Connor and M.T. Yeung (2009). *Guide to Geographical Indications Linking Products and Their Origins*, International Trade Centre: Geneva, p.80; Echols, M. A. (2008). *Geographical Indications for Food Products*, Kluwer Law International: The Netherlands, p.86; Rovamo, O. (2006). *Monopolizing Names? The Protection of Geographical Indications in the European Community*, Master Thesis, Faculty of Law, University of Helsinki, pp.57~59. 正確さを期すならば、「同音同綴異義名称」と言うべきかもしれないが、本稿では、特許庁訳に倣い「同音異義名称」ということにする。

(52) Rovamo・前掲注51, p.57.

(53) Echols・前掲注51, p.86.

(54) その他、TRIPS 協定には、ぶどう酒の地理的表示の同音異義名称に関する規定があるが(23条3)、本稿では詳論しない。

(55) この規定は、主に移民国家や旧植民地の地理的表示と、移民元や旧宗主国のそれとが同一ないしは類似する場合を念頭に置いた規定であると考えられる。詳しくは、O'Connor・前掲注10, p.104.

(56) ①06年規則3条3項及び②同13条4項の定めは以下の通りである。①3条3項「本規則に基づいて既に登録されている名称と全部又は一部が同音異義である名称 (A name wholly or partially homonymous with that of a name already registered) は、地域的かつ伝統的な慣行及び実際の混同の虞に当然の考慮を払って登録するものとする。特に次のことを考慮に入れる。(a)産物が他の領域から供給されることの誤認を消費者に生じさせる同音異義名称は、それが当該の農産物又は食品の実際の上原産の領域、地方又は場所に関する限り正確なものであったとしても、登録してはならない。(b)登録された同音異義名称の使用は、関係生産者を公正に取り扱う必要性和消費者に誤認を生じさせない必要性和を考慮して、後に登録された同音異義名称と既に登録簿に存在する名称との間に実際上十分な区別が存在することを条件とする」。②13条4項「委員会は、・・・登録名称と、加盟国又は第三国のある場所を示す無登録名称であって登録名称と同一

であるもの (identical to the registered name) との共存を許容する決定を下すことができるが、ただし、次のすべての条件が満たされる場合に限る。(a)同一の無登録名称が1993年7月24日の前少なくとも25年の間、一貫してかつ公正に、適法使用されていること。(b)その使用の目的が登録名称の評判を利用することにあつたことは常になかったこと、及び産物の真の原産地に関して消費者に誤認を生じさせたことがないこと又は誤認を生じさせる虞がなかったことが証明されること。(c)同一の名称に起因する問題が名称の登録前に提起されたこと。・・・」

(57) 7条3項の定めは以下の通りである。「異議申立陳述書は・・・それが次の項目の何れかに該当する場合に限り適格とする。・・・(b)出願された名称の登録は第3条2項、3項及び4項に反することになることを示していること。(c)出願された名称の登録は全体若しくは一部において同一である名称若しくは商標の存在・・・を危険に曝すことを示していること・・・」。異議申立について、詳しくは、Giovannucci・前掲注51, pp.80~81.

(58) Rovamo・前掲注51, p.58.

(59) 欧州委員会は、EUの地理的表示制度のTRIPS協定との整合性をめぐる米国とのWTO紛争(パネル報告WT/DS174/R & WT/DS290/R, 採択日2005年4月20日)において、法文上の「同音異義」と「同一」は同義であるという考え方を示したことがある(詳しくは、Echols・前掲注51, p.240)。但し、この紛争の当時は06年規則は未制定であり、問題となったのは92年規則6条6項【本稿注49】の「同音異義名称」と、同12条2項の「同一」である。なお、92年規則12条2項の定めは以下の通りである。「第三国の保護名称が共同体の保護名称と同一である場合は、現地の伝統的使用方法及び混同についての現実の危険を十分に考慮した上で、登録を認可するものとする」。

(60) 上述のように(本稿1)、EUは、欧州地理的表示の保護の拡大と強化を企図していると思われるだけに、このような幅広い保護範囲は、産地名称使用に関する世界的な波乱要因となり得る。例えば、EUは2010年にオランダのチーズである「ゴータ・オランダ(Gouda Holland)」と「エダム・オランダ(Edam Holland)」を地理的表示登録したが、これに対してアメリカ乳製品輸出協会と全米生乳生産者連盟は、長年「ゴータ(Gouda)」、「エダム(Edam)」という名称を用いてその生産するチーズを欧州を含む全世界に輸出してきた米国の生産者の利益が脅かされかねないと論じて強く反対した。これら両団体は、「ゴータ」という名称の使用を「ゴータ・オランダ」の喚起(「エダム」という名称の使用を「エダム・オランダ」の喚起)と間疑されることを憂慮したからである。詳しくは、両団体の2008年8月29日付声明(Comments by the U.S. Dairy Export Council(USDEC) and the National Milk Producers Federation(NMPF) Regarding Application for Gouda Holland EC No: NL/PGI/005/0328/27.11.2003 and Edam Holland EC No: NL/PGI/005/0329/27.11.2003)。

(61) Shimura・前掲注31, p.147.

(原稿受領2013.4.16)